

- 1 会議名
令和3年度第4回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時
令和4年1月20日(木)午後1時30分～午後3時40分
- 3 開催場所
川崎市産業振興会館 9階 第2研修室
- 4 出席者氏名
 - (1) 委員
前田成東 会長
伊藤義昭 委員
小倉敬子 委員
小澤裕司 委員
谷本有美子 委員
藤枝香織 委員
 - (2) 事務局
市民文化局コミュニティ推進部長 阿部克義
市民文化局担当部長 和田敏一
市民活動推進課長 須山宏昭
同課 NPO 法人係長 藤原啓道
同課職員 五味百合子
- 5 議題
特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について
- 6 公開・非公開の別
公開
- 7 傍聴人
なし
- 8 発言内容
次のとおり

(阿部部長)

皆様お集まりですので、ただいまから、令和3年度第4回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりくださりましてありがとうございます。

本日は前回の審査会からの引き続きということで、条例指定制度の今後の運用に関する検討でございまして、事務局から答申骨子案をお出ししております。こちらをもとに答申内容の枠組みを決めていただく協議をお願いできればと考えております。のちほど担当の方から資料に沿って御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

ここで審議に入る前に、事務局の職員について人事異動があり、水溜職員が異動となりま

したことを御報告いたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

(藤原係長)

<事務局による資料確認>

(阿部部長)

次に会議の公開については、指定特定非営利活動法人の審査に関する議事はございませんので、審査会運営要綱第4条の規定に基づきまして、原則どおり、公開とさせていただきます。また本日は傍聴もないため、このまま進めさせていただきます。

本日は委員6名中全員が御出席いただいていることから、過半数である4名以上となり開催要件を満たしておりますので、本審査会が成立していることを御報告いたします。ここからの進行につきましては前田会長にお願いいたします。

<議事>

○特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について

(前田会長)

それでは、「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用」について、審議を行います。はじめに事務局から配布資料の内容について説明をお願いします。

(藤原係長)

<資料を用いて説明>

(前田会長)

まず、資料の1について、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(小倉委員)

条例指定の相談数は9+4で13法人ということですが、下の「主な内容」というところは13法人分ないが、何も意見のないところが2法人ほどあったということですか。

(藤原係長)

ここに書いていないものとしては、「メリットを感じなかった」「会員数が減少」などの理由の他、既に指定を目指して動いている法人になります。また、複数の理由を挙げている法人もあるため、法人数は一致していません。

(前田会長)

課題になった主な内容で一番多いのはやはり事務負担ですね。そもそも NPO 法人であり、指定を取るからにはある程度の事務能力を培っていただかなければいけないところはあるとは思いますが、それに対するサポートですよね。それから、できる限り簡略化できるところは簡略化する取組も必要でしょう。また、メリットが感じられなかったというのもありますが、活動の内容によってはメリットがあまりない場合も当然あるので、それはそれでよいのですが、メリットがあるということを周知することですよね。前回からかなり広報面の重要性について話がありましたので、そのあたりも工夫する必要があるかと感じました。

(伊藤委員)

適否確認が多岐に渡り、複数回相談に来ている法人も中にはあるようですが、基準をひとつひとつ確認することが何度もあったということですか。

(藤原係長)

そういう意味合いでよろしいかと思います。事業規模の大きい法人で事業内容が多岐に渡る場合には、最初は制度説明から始まり、法人が色々と検討していく中でも次々と疑問が出てきたため、それに対応した形です。

(谷本委員)

相談に来た後に指定申出等の動きが無い法人に対して、フォローアップなどを行われているのであればその情報をいただきたいです。

(藤原係長)

すべての法人に対してフォローアップはできていないのが実態です。今後していく方向で進めたいと思います。

(谷本委員)

わかりました。メリットの PR 以前に、それらの法人がなぜ申出に至っていないのかを丹念に追いかけていくことの方が大きな意味があるのではないのでしょうか。

(小倉委員)

相談に来てそのままになっている法人は、法人自体が取得の意向が無いということではないですか。

(藤原係長)

比較的多いとは思いますが、状況が変わっている可能性もあるため、確認をする必要があるということはおっしゃる通りかと思います。

(前田会長)

事務負担は課題だけど取得の意向はあるという法人は、そこをフォローすれば再度意欲を示されるかもしれませんね。

それでは他によろしいですか。

(全員)

《異議なし》

(前田会長)

次の資料 2 に進みたいと思います。資料の詳細を事務局から説明をお願いします。

(藤原係長)

<資料を用いて説明>

(前田会長)

それでは、詳細な項目の議論に入る前に、全体の構成や流れについて御意見や御質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

(小倉委員)

ひとまず、私はこれで進めて良いと思います。

(前田会長)

流れとしましては、前回答申の骨組みを継承しつつ、今回新たに付け加える部分もございます。データは当然更新し、項目によっては小項目として新しい項目が入ってくるというイメージで、流れはよろしいですか。

(全員)

《異議なし》

(前田会長)

それでは次に内容の検討に入りたいと思いますが、「第 1」「第 2」「第 3」とありますが、まずは「第 1」の中の 1 と 2 について御質問や御意見はございますか。

(小倉委員)

内容というより文言についてですが、「指定 NPO 法人」「条例指定法人」「条例指定 NPO 法人」というバラバラな表記がありますので、文言を全体で統一してください。

(藤原係長)

承知しました。

(谷本委員)

NPO 法人数でカウントする際に「法人」ではなく「団体」と表記している箇所について、意図がはっきりあるのでしたら構いませんが、この流れで申し上げておきます。

(藤原係長)

前回答申では「団体」という表現に統一していたのですが、改めたいと思います。

(小倉委員)

今回は「法人」に変えても良いですね。

(谷本委員)

何か意図があるのでしょうか。

(藤枝委員)

前回の答申が手元にあるのですが、例えば「基準条例に基づいて、これまでに7団体の指定を行った」とありますね。ここが「7法人を指定した」でも良いかと思いますが、どちらかに統一した方が良いですね。「法人」の方が良いかもしれません。

(藤原係長)

「団体」だと任意団体をイメージさせる可能性もありますので、NPO 法人を対象にしている以上は「法人」の方がニュアンスとしては良いような気がします。

(谷本委員)

もしかして税法上の団体と整理しているのでしょうか。税法上も法人で良いのですよね。

(前田会長)

法人ですね。

ただ、「団体」を「法人」に変える時には、任意団体等も含む文脈の場合もあるため気を付けなければなりませんね。

(藤原係長)

そこは意識した上で対応いたします。

(藤枝委員)

前回の答申では「法人」「団体」が混じっているようですね。

(谷本委員)

「団体」「法人」の記載を明確に分けておくと、逆にわかりやすくなりますよね。

(小倉委員)

それから文言なのですが、「増えている」「減っている」「微増」「微減」など、表現がバラバラなので、文章を書くときには統一した方が良いと思います。

(前田会長)

「微増」とか「大幅に増加」という言い方は一切やめて、データに基づいて客観的な書き方をした方が良いかもしれません。今回、様々なデータを使用すると思いますが、最終的に答申を作る時にはいつの段階のデータを使うのでしょうか。

(藤原係長)

前回スケジュールの調整をさせていただき、答申が当初想定していたタイミングと変わっているところがございますので、そこをどうしようかと現時点では悩んでいるところですが、今回の骨子案は、できる限り審査会の場に資料としてお出ししたものからということで作成しました。今回の答申に向けて新たに作成した資料については、審査会の皆様に御提示したものの方がよろしいかと思っておりますが、内閣府等から新しい報告書が出ている場合はブラッシュアップしてよいかと、現時点では考えております。

(前田会長)

わかりました。他に何かございますか。

(小澤委員)

条例指定の制度は、東京都にはないのですか。

(藤原係長)

東京都は実施しておりません。

(小澤委員)

東京都でも実施をしている市などはあるのでしょうか。

(藤原係長)

第1回審査会の資料3-3で、内閣府の出している「条例個別指定の実施状況」というところで、東京都は条例指定制度「×」で、市町村情報も空欄になっていますので、無いと考えられます。

(前田会長)

そのほか何かございますか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

それでは、次に移りまして、第1の3について何かございますか。特に追加したところも含めて御意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

(伊藤委員)

市の広報による認知度の向上というところで、「認知度が向上していない」「メリットを感じない」と思われているのは、広報に何か課題や問題があるのでしょうか。

(藤原係長)

広報については、前回の審査会までも皆様から様々な御意見をいただいています。答申の構成的には「課題」や「具体的な取組」のところで、市としてもっとできることがあるのではないかとこのところや、効果的な広報のあり方について述べていくことになるかと思えます。この部分では、現状を述べているだけになりますが、こういう声があるということは課題として、後のところに結びついて、具体的取組みにも繋がるところです。

(前田会長)

他になにかこのページではありますか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

それでは次のページにいきまして、第2の手前、4と5ですね。

(小倉委員)

前回の会議でも一般社団や財団について調べるのが難しいとおっしゃっていましたが、ここへ提言として入れるべきなのかと思うところですが、いかがですか。

(藤枝委員)

今のところは、もし書くとすると川崎市のことは特定できないにしろ、何らかのデータが差し込まれていて、その中でエリア特定は難しいという流れで書かれるのでしょうか。それとも大元のデータも含めて、資料がそもそもないといった書き方になるのでしょうか。たしか、「なかなか一致するデータが無いので、どれが信頼性のあるものかがわからない」というお話を前回されていたかと思うのですが。

(藤原係長)

審査会の場に資料としてお出ししたのも、公益法人協会がまとめたデータと、別のところのデータを比較するとずれが出てしまったりするところがありました。答申の中に数値を出せば良いのですが、出せるかどうかという第一印象です。また、把握すら困難ということを果たして答申に書いてよいのかという疑問はおっしゃるとおりかと思います。特段数値は出さずにおこうかとイメージしているところですが、御意見をいただければと思います。

(谷本委員)

一般社団法人数は難しいかもしれませんが、公益法人数はわかりますよね。

(藤原係長)

以前審査会にお出しした資料では、公益法人を考えずに、一般社団・財団法人だけをターゲットにしたと認識しております。こちらに書いているのは、一般法人でありながら税法上「公益法人等」という形でくられる非営利性が徹底された法人で、ある程度 NPO 法人との対比になり得るのかというところだったものの、その数値がわからないというニュアンスでございます。

(谷本委員)

これは少し言葉足らずですね。それから、認定 NPO との比較で言うならば、一般よりもやはり公益法人ではないですか。

(藤原係長)

そこはおっしゃるとおりです。

(谷本委員)

なぜ公益法人を外してしまったのでしょうか。つまり、公益法人は取りづらいから認定 NPO 法人になった方が良いのではないかというロジックならわかるのですけれども。

(小澤委員)

税制の方から言うと、「公益法人等」という言い方になるのは実はとてもよくわかるんです。「公益法人」と言ったら本当に公益性・公共性のある財団・社団法人になりますが、「等」ということによって、NPO 法人や協同組合等様々なものがここに入ってしまう。「等」というところは非常に幅が広く、中にはほとんど公益法人のようなものもあれば、普通の営利法人のようなものもあるということです。税制上の特例とか、優遇措置の際に使っている概念ですね。公益法人等に入ってくると、基本的には収益事業課税になるので、収益事業を行ってなければ、まったく課税されません。あとは、特別な規程の適用があったりするので税制上は有利になることもあり、普通の法人とは分けているものです。逆に普通の法人の

方には、任意団体みたいなものとかいわゆる人格なき社団といったようなものが入って来ます。

(前田会長)

本当に一番広い意味で「公益法人等」と言ってしまうと学校法人とか医療法人、社会福祉法人や、場合によっては生協とかも入ってしまう可能性もありますね。そうすると文言の使い方が非常に難しくなります。一般社団・一般財団に対する形での公益社団・公益財団に絞る場合と、かなり広い意味での公益法人、さらにここに「等」が付くと非常に難しくなります。

(藤枝委員)

この話の流れは、NPO 法人を選択する人が少し少なくなってきたのではないかということで、一般社団も市民活動の器として出てきたという背景を明らかにしようということで、一般社団の状況を調べていただいたのですが、議論はそこまでで、一般社団の人たちが公益認定を取るかという話まではして来なかったと思います。しかし改めて骨子案を読むと、谷本委員がおっしゃるように、なぜここに一般社団の話を入れるのか、何を書こうとしているのかを考えなければいけないかもしれません。

(谷本委員)

「第1 検討にあたって考慮すべき状況について」の冒頭に来る方が、社会状況として変わってきている話なので、その方が良いのではないのでしょうか。おそらく制度として、小澤先生もおっしゃったように、税法上の公益法人等というカテゴリの話と、いわゆる法人法上の営利・非営利、一般と公益という話と分けて抜き書きをちゃんとして、一表化し、法人格による違いや税制上の違いを可視化しておいた方が、後からわかりやすいのではないかと思います。

(小倉委員)

しかし、ここにそれを入れる必要があるのかとも思います。話の流れの中で、藤枝委員がおっしゃったように、NPO 法人を取らずに一般社団を取って活動しているところが多く出て来ますよね、どれくらいいるのでしょうかという話が出たものの、答申の中に入れるほどの重要なことでもないかもしれないと思います。谷本委員がおっしゃったように、冒頭に、現在は様々な選択肢が出ている中で、川崎市は条例指定を進めていて、選択肢の中にはこういうものもあるというように、少し触れるくらいでも良いのではないのでしょうか。

(前田会長)

そうすると、大きな第1 というのは状況把握で、基本的にはデータに基づいて記述しなければならないので、ここに書かないという選択もありますね。「はじめに」あたりで書くか、あるいは第2の「条例指定制度の運用の課題」のどこか入れやすいところに入れてもいいか

もしれません。もともと NPO 法人がずっと増えて来ていましたが、今は減り始めています。なぜ減っているのかというと、後継者がおらず解散しているとかいくつかの理由がある中で、やはり一般社団法人という新しい対抗的な仕組みができたから減っているのであろうということであって、データでは明確に立証できないですから。

(小澤委員)

立証できないと思いますね。一般社団・一般財団は、相続税の関係で、財団等にすることによって個人資産の相続税の負担が軽くなるということがあるため選択する人もいます。それが増えてしまったので、事業をやりたいくて一社・一財になっているのか、前述のような理由でなっているのかというのははっきり分けられません。数では追いかけてられないだろうと思います。

(前田会長)

前回の答申を出した時は、まだ NPO 法人数は右肩上がりの段階でした。そこから何年か経って、今回の答申を出す段階では減ってきている。そのことを書くときにあわせて書くことでどうでしょう。やはり第 1 というのは基本的に何パーセントとか何法人とかデータに基づいて記載しているところですので、現状、データがないのにこういう推察ができると書くのは座りが悪い感じがしますね。どうしても書きたいですか。

(藤原係長)

何かしらどこかで触れなければいけないとは考えております。NPO 法人に対抗しうる一大勢力というイメージも持っているところがありますし、また、適切な結果は出せませんでした。色々調べたこともありますので、いったんここに入れてみたというところはあるのですが、御指摘により、ここに記載するのは不適切ということがわかったところです。

(前田会長)

あるいは、事務局として書こうとしていることをひとまず入れておいて、後から移すという方法もありますし、4 ページの第 3 の冒頭「目指す方向性」の骨子案の中に「NPO 法人、ひいては指定認定 NPO 法人等が増えることが望ましい」とありますので、「実際に NPO 法人数自体は全国的に減っている中で」、と書かれる方法もあります。

(小倉委員)

その程度にしておいた方が良いでしょう。

(前田会長)

あるいは何か良いデータが見つければ。

(谷本委員)

日本 NPO センターは調査をしていませんか。公益法人の制度が入ってからやっていたか。

(藤枝委員)

調査はしていると思いますが、数が正確に上がっているかというところがあります。概算数というのは各所で出てきますので、レポートの出所とともに「このレポートではこう言っている」ということを書くかどうか。

(谷本委員)

動向を説明するのに、数としては把握できないけれども、こう指摘されているという書き方はできますね。確か NPO 法人数が減り始めて調査はしていたと記憶しているので、報告書をどれだけまとめていたかは手元に資料がないのでわかりませんが。

(藤原係長)

審査会の資料の方にお出ししたのは、公益法人協会のレポートからピックアップしておりますので、総数が増えているというのはそこから把握はできると思います。それが客観的に正しい数字なのかということは置いておいたとしても、〇〇によると総体として増えているというというような引用の仕方で、細かいところはさておき、それに対する考え方や受け止め方を書くことは可能かと思います。

(小倉委員)

そうだとした場合ここではないですね。

(藤原係長)

いったん検討させていただいて、また案をお出ししたいと思いますがいかがでしょうか。

(前田会長)

【6】 のところにさらに「(仮)」としてください。また、日本 NPO センターの調査についても調べていただいた上で、また次回検討したいと思います。他に御意見ございますか。

(谷本委員)

4 (2) 市内における寄附の動向というところで、「ふるさと納税の影響と考えられる」という表現がありますが、これこそデータがないことなのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(前田会長)

明確なデータはないですね。

(藤原係長)

おっしゃるとおりです。

(谷本委員)

可能性はあるということですよ。

(小倉委員)

会議の中でこういう話は出ましたけれども、状況把握ですから、「横ばいである」までで終わる方が良いでしょう。

(谷本委員)

止めておいた方が良くないかと思えます。

(前田会長)

市民税がどれだけ流出しているというのはデータがありますね。川崎市民がどれだけ他市にふるさと納税をしているかというのは、市長も記者会見をしていたりしますし、わかりますよ。

(阿部部長)

60 億円を超えているとのこと。

(小倉委員)

4 (1) に内閣府のふるさと納税の調査が書いてありますが、それと同じように、川崎市のふるさと納税がこれだけ増加していることに対して、「こういう影響が考えられる」と書くのなら良いのではないかと思いますけれども、文章だけでは少し信ぴょう性が補完できないと思います。

(前田会長)

データに基づいて説明して、行間を読んでいただくこともあります。

(和田部長)

まだ骨子案ということで文章が非常にわかりづらく申し訳ないのですが、寄附金の状況としては平成 28 年以降に急増していて、それはふるさと納税の影響ということは明確に言えます。ただこの書き方として、NPO への寄附がほぼ横ばいなことについて、結論が「ふるさと納税の影響と考えられる」としているように見えてしまうのですが。

(小倉委員)

場所が悪いということですよ。

(和田部長)

それを言う意味があるかというのは別ですが、寄附自体は右肩上がりであることと納税の影響ということは明確にわかっているのですが、対してNPO法人はというとそこは根拠がないという状況です。

(小倉委員)

2行目「急増している」というところに「⇒ふるさと納税の影響である」と書かれれば問題ないですね。

(和田部長)

ロジックとしてはそうですね。

(前田会長)

一方で、「公益法人、認定、条例指定NPO法人等に対しては横ばい」だと書けばいいですね。

(小倉委員)

それでしたら整合性がありますね。

(前田会長)

他にいかがでしょうか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

それでは、次に第2の「運用上の課題」に入りますが、新たに加える【4】コロナの影響の項目も含めて、御意見ありましたらお願いします。

(小倉委員)

ここは、先ほど説明があったように、提言を先に作り、逆に戻って作るということですね。

(藤原係長)

課題と提言は対応する必要がございますので、ある程度提言の枠組みについて固まったところで、課題についても固めていく形になると思います。

(小倉委員)

今出ているものというのは、例えば「法人の負担感が大きい」ことが課題だということだけがわかっていて、それ以外については、出て来たものを逆算して入れようという考えですか。

(藤原係長)

まだ整理しきれていないというのが正直なところで、これで出し切れているとは思っておりません。

(前田会長)

行ったり来たりになると思いますよ。

(小倉委員)

ではここからが議論の中心という感じですね。課題と提言が連動するということですね。

(前田会長)

書いていることは非常に簡潔で、ある意味抽象的ですから、先に第3の方を議論していただいて、後で第2に戻りましょう。第3は提言の中で一番難しいところではありますけれども、まず1、2と【3】あたりについてはいかがでしょうか。

(藤枝委員)

1と2について、書かれていることは違和感なく腑に落ちています。今回追加されている「3 新型コロナウイルス感染症の指定更新への影響の考慮」については、つい前回あたり上がってきた課題だったのかと思いますが、非常に大事なポイントだと思いましたので、ここに書かれている内容について、もう少し説明を伺いたいと思います。私の理解では、この1~2年の間で、法人の寄付金集めが難しくなっている場合に、これから先、指定更新をする際にそれが大きく影響し、もしかすると更新できないかもしれないという状況を見越して、今そこに対して何か必要なことがあるのかということ議論する必要があるのかと思ったのですが、原則論も含めて、内容について補足していただければと思います。

(藤原係長)

補足させていただきます。第1回の資料の法人アンケートの中で、コロナの影響も聞いており、かなり色々な影響があったことが把握できているところです。また、今の時期に作成する答申でコロナに触れないというのはあり得ないと思ったところもございます。コロナによって、動きも止まり活動も止まり、市民活動の危機であったというイメージをしております。感染状況も含めて色々変わってきたところもありますが、その傷は癒えておらず、影響を確実に受け続けているところからしますと、下手をすると法人数が減っていく可能性があります。認定・指定 NPO 法人数を可能な限り増やしていきたいと目標を掲げている中、

増やす前に、今認定・指定を受けている法人が要件を達成できず、法人数が減っていつてしまうのではないかと危惧しており、それに対する何かしらの考慮が必要になると思われます。原則としては基準をしっかりと充足する必要がありますが、原則をそのまま当てはめると、コロナによって一時的に活動を停止せざるを得なかった法人が更新できないという話にもなりかねません。それを受けて、新規と更新どちらなら考慮する余地があるかと考えると、新規を崩すのはルール違反が過ぎるのではないかという観点で、更新の配慮という方向性で、案として「更新法人については個別具体的に判断」という表現を入れさせていただいたところです。ただし、審査会で個別判断となると、審査会に諮らないと結論が出ないと法人の方でも事前判断ができなくなります。書類作成の労力をかけるべきか判断できなくなりますし、書類を作っても審査会に諮ってみたらだめだったとなると、そのかけた労力が無駄だったという話にもなるため、かなり難しいと感じています。いったん事前の状況把握及び丁寧な説明が必要という形にはしておりますが、御意見をいただきたいところです。

(藤枝委員)

ありがとうございます。バックグラウンドがわかりました。ただ、ここに影響があるだろうからこうした方がいいと書いてしまうのは拙速な気がしています。今の社会状況的に、経済的に苦しい方も多い中で、寄附というものに対する市民の意識が「出しにくい」という方に動いているのか、逆に「そういう状況だからこそ寄附はしたほうが良い」と思う人が増えているのか、まだそのあたりのところは見えていないと思います。

ですので、この位置かどうかは別として、書くとするならば、各法人、特に寄付集めの状況に、新型コロナがどういう影響を与えているかをもう少し丁寧に見ていく必要があるのではないのでしょうか。例えばまた法人にヒアリングをかけていただいて、ここ1・2年の寄附集めの状況が実態としてどうなっているのかを調べた上で、2・3年後の審査の見通し等がある程度見極めてからの議論で、今ここに書くには早いのではないかという気はしております。影響が何かしらあることを考慮した上で、事前の状況把握とか、そのあたりのところまでは書けるのかもしれないと思いました。

(前田会長)

ちょうど先ほど、第3を検討した上で第2に戻りましょうとお話ししましたがけれども、第2の【4】にどの程度のこと書けるかということにもよると思います。ここは今結論が出ませんが、仮に第3の3にこの項目を付け加える場合にそれを踏まえて何が書けるのかをセットで考えていくしかないのではないのでしょうか。現状、今日の時点で結論を出すのは難しいという感じがします。

小澤先生、何かありますか。

(小澤委員)

方向性が少し違う話になるのですが、市の条例の第8条が「更新の申出等」になっています。その1項の但し書きが、「災害その他やむを得ない理由により更新申出期間内に

その申出をすることができないときはこの限りではない」という規定になっているのですが、コロナの影響でどうこうと言う話になれば、当然この条項が問題になってくるところで、これは「申出をすることができない」という言い方になっていますが、どういう風なことで申出ができないのかという例示でもなんでも良いのですが、細則や規則などに書き込むことはできないのでしょうか。コロナに限定しなくても、感染症等で活動が制限される場合はこれに該当するというようなことは書き込めませんか。

(藤原係長)

確認が必要ですが、天災等の場合には、それが過ぎ去ればすぐさま申請ができるという意味合いが規程上書かれている内容で、今回のコロナのような、その影響により申請できないあるいは、申請の要件に該当しないというものは、想定されている場面ではないとは思っています。

(小澤委員)

まさにこう活動ができないという話になってしまうと、条件を満たさなくなってしまうということですよ。

確かに、何かがあって申請できないから何か月か延長しますというパターンもあるとは思いますが、活動できなくなってしまった後にまた活動を再開したら提出すれば良いという、猶予条件のようなものを作るということはできませんか。

(藤原係長)

条例改正の話になりますね。

(小澤委員)

条例改正の話になりますよね。まさにそれを、必要ならばここで話すのではないですか。完全にもう合っていないですよ。もう丸2年活動ができず、3年目に入るところですよ。市民活動ということは、どうしたって市民に対して何か提供するというものですから、気を付けてやっているものはともかく、人を集めて何かやろうというところは基本的にできていないところが多いですよ。状況が変わったし、今後もこのようなことが起きるということを考えれば、条例そのものを改正するというのも当然良いのではないですか。

(藤原係長)

検討のひとつの判断だとは思いますが。

(小澤委員)

今なら通るのではないかとも思えます。

(谷本委員)

そうだとするならばデータが必要で、アンケート結果は持っていると思うのですが、既に2020年から動いていないはずですよ。少なくとも2020年の状況がどうなっているかという客観的なデータは出ているはずですよ。例えば寄附者が何人かということはわかるはずなので、むしろ今の段階で把握してしまった方がいいのではないですか。20・21年で、今指定を受けている法人だけで良いですから、条例を変えるにしろ何らかの動きをするにしろ、筋を把握しておかないと私たちが判断できません。アンケートは主観的な話を中心だと思うのですが、客観的な数字として収入がどれくらい減ったか、寄附がどれくらい減ったか、人数がどれくらい減ったかを、データとして取っておかないと、この先の議論ができません。

(小倉委員)

2020年度の決算を2019年度の決算と比較すればいいのですね。

(藤原係長)

第1回審査会を5月の時に開催した際には、6月末が報告期限だったため、いったんコロナ前の状況で数字をお出しして、それ以降、それに向けた数字の取りまとめを行っていないので、今回の御指摘を踏まえて、早急に数字をお示しさせていただきたいと思います。

(谷本委員)

主観的な話になりますが、活動ができないからこそ寄附をしている人も結構いるんです。私も特例給付金をもらったときに認定NPO法人に寄附しました。そういう方もいないでもないと思うので、活動ができなかったからその分サポートしようという人たちも中にはいらっしゃるって、この法人がなくなると困るからという動きもあるとは思っているので、むしろそういうことも把握できる可能性もあります。

(藤原係長)

あと、持続化給付金という新しい要素も絡んできて難しいところもあるかもしれませんが、いったんまとめてお示しすることを第一に動きたいと思います。

(前田会長)

念のため18年度から調べていただきたいです。2019年度も2月、3月はコロナでしたから。

(藤原係長)

そうですね。前回お出しした数字も最後のところは少し絡んでいる時期がありました。そこも含めた経年比較のようなものができるか、早急に検討いたします。

(前田会長)

団体がカウントしている月ごとの利用者数などを見ると、2019年度の最後、2020年の3月頃は相当減ってしまっていますよね。場合によっては閉鎖して0なんていうところもあります。念のため、2018、2019、2020年度で比較しましょう。

(小倉委員)

健全な2018年度をまず基本にして、どう動いているかというのを見られますね。

(前田会長)

2019年度は少し後ろのほうで影響が出て、2020年は完全に影響を受けている。2021年もそうですね。このまま行くと2022年も特に前半は厳しいかもしれません。

(藤枝委員)

私もそのデータは取れるのであれば見てみたいと思います。ただ、時間が経つにつれて、法人も別の手段で動き始めておられますので、落ちているだろうという予測を持って見る必要はなく、純粹にデータとしてどうなっているかということが確認できれば良いと思います。

(前田会長)

4ページ目の一番上、【4】のところに、今はアンケート結果しか書かれていませんが、付け加えていただければと思います。では、ここは多少ペンディングにはなりますが、調べていただいて内容を練っていただければと思います。他にございますか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

では、次に一番分量として大きくなります第3の3「具体的な取組」のところで御意見はいかがでしょうか。特に【エ】ですとか(2)の検討課題のあたり、また他のすみつきカッコのところですね。これ以外でももちろん結構ですが、全体として御意見がありましたらお願いしたいと思います。

(小倉委員)

エの「アドバイザー派遣の追加」というところですが、どこが派遣するということは書かないのですか。市が派遣するということですか。労務管理のアドバイザー派遣は実施中となっているのは。

(藤原係長)

そちらは市が派遣しています。2つめの点は新しい話ではありますので、明確にお示しできるかは悩むところがございます。

(藤枝委員)

今おっしゃった、エの2つ目の点についてです。先輩法人と一緒に寄附者名簿を見てアドバイスを具体的に書いてしまうと、名簿には個人情報が含まれるので、ここまで書いてしまうとそういった指摘が出て来てしまうかもしれません。では誰がとなると、派遣されている会計・税務・労務管理以外に、実際に取得している認定・指定 NPO 法人の先輩からのアドバイスを受けられるとか、寄附者名簿とか書類とかを書いてしまうと行きすぎかもしれませんが、総合サポートのような仕組みはあるといいのではないかと思います。

(前田会長)

それはおっしゃるとおりですね。いかがですか。

(藤原係長)

たしかにそのとおりかと思います。

(小倉委員)

もう1点今のところですが、アドバイザー派遣と同時に、条例指定法人間の情報交換というのは川崎市はやっていますか。お互いに、自法人の弱みや強みや困っていること等について、同じ条件で条例指定を取っている法人間で、解決事例であるとか知恵の交換が、年に1回でもそのような場があるのかを伺いたいです。

(藤原係長)

現状はございません。(3)ウの3点目に絡むところかもしれません。いわゆるネットワークというところですか。

(前田会長)

市民活動センターでは市内団体が交流する色々なイベントがありますが、条例指定 NPO 法人に限定した交流の場というのは今まで考え方が抜けていましたから、あっても良いかもしれませんね。数がそこまで多くないのでうまく調整すれば多くの団体に集まっていだけるかもしれません。

(小倉委員)

昔 NPO 法人連絡会というものがありませんでしたが、その際は法人間にとっても温度差がありました。「NPO 法人」と言っても事業をやっているところもあれば、仲間内で楽しくやっているとところもあり、課題が全く異なりますので、結果的に同じ意見の人だけが残り、他の人は辞めてしまったという状況がありました。同じ条件の同じ温度感の法人同士で話をしないと、課題解決には繋がらないのです。条例指定を取った団体だけが集まって、自分の団体の困っていることや成功事例について情報交換をする場を作ることは必要だと思います。それを市

がするのか市民活動センターがするのか。今、行政が主催で、市民活動センターの場所を借りてやる説明会等もありますよね。

(藤原係長)

パワーアップセミナーの企画は場所をお借りしています。その他、基礎固め講座や書類作成説明会等は、広報に御協力いただいております。

(小倉委員)

条例指定だけをピックアップしてやっても良いのですが、市の主催で、市民活動センターが共催、協力ということは可能かと思えます。

(藤原係長)

市民活動センターは、任意団体も含めてターゲットが大きいので、主従はあるかとは思いますが。

(小倉委員)

それは後々の検討課題ではありますね。情報交換の場で、同じ思いを持つ方同士の意見が共有されることで改善事例も得られるかもしれません。また、似たような悩みを持っていても解決策が出ないような場合には、専門の方が行政職員とともに出席してアドバイスをするといい意見交換の場があると、それ自体が、条例指定を取るとサポートを受けられることのアピールになるかと思えます。

(藤原係長)

細かいところですが、条例指定に限らず、認定法人を含めても良いのかもしれないと思いました。

いわゆる取得済み法人を対象としたネットワークづくりになるのかなというところで、表現は検討させていただきます。

(前田会長)

そうすると、そこで出てきた様々な情報が、これから取得しようとしている法人にフィードバックされますね。最初はやはりハードルが高いとされているので、そこをクリアするとどれだけメリットがあるかということもフィードバックできると。ただ、アドバイザー派遣に絞って書いているので、それをここに書くかということもまた議論になりますね。別項目にするか、項目を少しわかりやすく変えていくかですね。いずれにしても、今、小倉委員から問題提起がありました、認定・条例指定法人等ある程度限定した法人の情報交換の場を年1回作っていくというようなことをどこかに記載していくことを検討するということがよろしいですか。場所等はまた後で御検討ください。他に何かあるでしょうか。

(藤枝委員)

(2) の広報支援についてです。NPO 法人に寄附をくださいというだけの広報は、非常に間口が狭くてアピール度も小さくなるのですが、川崎市が、ふるさと納税を募集するのに広報活動をしているのであれば、ふるさと納税もあり、NPO 法人への寄附もあり、他への寄附もあるという、全部を一つのお皿に載せたようなもので、その中に NPO 法人という選択肢もあるという、広い意味での寄附文化を醸成するようなキャンペーン、押し出し方はあるのでしょうか。ここだけで判断する話ではなく様々なセクションと関連があるとは思いますが、一市民から見ると、町内会で回ってくるものも寄附ですし、ふるさと納税も寄附です。寄付先の選択肢が多くあってそれぞれの制度の説明があれば、それだけ「寄附」ということに対するアピール度は高まりますし、では多くの選択肢の中に NPO 法人を挙げると選ばれない可能性が高いかということ、そういうことでもないように思います。NPO 法人に寄附をするということは自分たちの地域がこういう社会になって欲しいという選択肢を自分たちで選べるということで、寄附ごとの特色を含めた大きな打ち出しをすることで、もっと市民に対するアピールが高まらないかと思いました。

(前田会長)

それは重要ではないでしょうか。例えば川崎市のホームページに「寄附をお考えの皆様へ」のような見出しがあって、そこをクリックすると、ふるさと納税もあるし、NPO 法人への寄附もあると、「寄附って色々あるんだ」ということを見せていくことができれば、ふるさと納税を寄附だと考えていた人に、他にこういうものもあると気付いてもらえるだけでも大きな効果があると思います。

(藤原係長)

そうですね。前回の審査会でも、市政だよりというお話があったかと思いますが。その際、ふるさと納税は対抗馬ではなく、寄附文化や寄付月間も絡めて、総体の寄附の中の一つの選択肢というお話をしていただいたかと思いますが。どこまで具体的にというところはありませんが、ふるさと納税とも連携した総体の寄附としての広報の手法を検討することはできるのではないかと思うところです。

(小倉委員)

1 つ思い付きですが、昔、市民活動支援指針作っていた時のことですが、ふるさと納税の何パーセントかを NPO 法人の寄附へ回すという方式を市川市がやっていたね。

(前田会長)

好きな法人でも良いし、それがなければどこでも良いということもできるものでしたね。

(小倉委員)

市民活動のために何パーセント回すという制度が、川崎市にもあるといいねという話を当

時の会議でしていました。今市税はひっ迫しているのです、例えばふるさと納税の何パーセントかを NPO 法人の普及啓発や市民活動に回すということはどうでしょうか。

(谷本委員)

ふるさと納税のメニューに入っていないませんでしたか。動物園のメニューとか結構川崎市は細かくしていますよね。

(前田会長)

NPO 法人へ寄附すると、何が返礼品になるのでしょうか。

(小倉委員)

返礼品を考えないといけないですね。

(藤原係長)

対価性があると PST に算入できなくなる可能性が出て来ます。

(和田部長)

あくまでふるさと納税を市として受け入れているので、それを法人に渡したからといってそもそも PST には関係がないですね。

(小倉委員)

法人は支援に活用できるというものがあれば、確実に何パーセントかが入ってくるので。

(和田部長)

大きなくくりではたしか市民活動といったものはあったかと思います。NPO 等細かいものではありませんが、川崎市もメニューとして具体的なものもあれば、大きなくくりの分野で入れているものもあります。

(小倉委員)

例えば市民活動というメニューがあるのであれば、広報の中で、ふるさと納税をするときに NPO 法人への支援に繋がりますという言い方もできるわけですね。

(藤原係長)

寄附金の使い道として「市民自治のまちづくり」という項目で報告はありますが、メニューのところまで今見きれていないため、後ほど整理してまたお示しできればと思います。

(小倉委員)

例えば、役所のホームページとか見にくいのがたくさんありますけれども。それがわかれ

ば、NPO 法人への寄附の PR をする時にそういう用途に使っているということが広報的に使えれば良いです。

(小澤委員)

いっそのこと条例指定法人等に対する寄附は、ふるさと納税のメニューに載せられれば簡単でしょうね。広報ということだけを言うのであれば、川崎市から税務関係の書類を封筒で送る際に、封筒の裏に入れてしまうというのが一番簡単ですよ。必ず見るわけではないかもしれませんが、無いよりはましです。それが手間もかからず、お金もそこまでかからないのではないのでしょうか。

(前田会長)

ふるさと納税がいくらでしたか。

(阿部部長)

市から流出する方が 60 億円後半で、入ってくる方が 2 億円になったところです。ふるさと納税も寄附の選択肢ですと川崎市民に言ったとき、川崎市にではなく、地方のお土産付きのものに流れてしまう可能性があります。寄附をしたことがあるという川崎市民は増え、寄附の意識は上がっても、川崎市に入ってくるお金は増えないということも可能性としては考えられます。

(小倉委員)

市のメニューにあまり魅力が無いということですね。

(阿部部長)

ふるさと納税に関して、川崎市はかなり後発です。これまでは、本来はそういうものではないと市としては考えていたのですが、あまりにも出て行き過ぎるので、受け入れる方も考えなければいけない状況となりました。フロンターレと連携し、サイン入りユニフォーム等の人気があるメニューもありますが、現在は、約 2 億円という状況です。

(藤枝委員)

本来であれば返礼品をいただくというよりは、川崎の街を良くするということがベースにあって、それがふるさと納税でも NPO に出そうが同じことで、NPO を選べばよりダイレクトに自分が望むものに直接渡せると、そういうことを、反応される方は多くはないかもしれませんが、正攻法で、寄附という大きな船の上に全部載せてやってみるのもいいかもしれないと思いました。

(小倉委員)

それから寄附の PR のことに書き込むこととして、認定または条例指定の法人はこういう

寄附をこういう風に活用しています、寄附によって活動がこう改善していますという具体的な事例を出すことによって、これなら寄附しても良いなと思えるようなアピールができないかと思います。市民活動センターでも賛助会費が何に使われているかわからないと言われた経験もあるのですが、いただいた寄附によって新たにこういう事業が拡充できたというようなことが具体的に見えると、イメージが湧いてお金を出そうかと思えるのではないのでしょうか。寄附金が何に使われているかの具体例を見せることで、もう少し寄附が身近になるかと思えます。

(伊藤委員)

以前、日赤の寄附は集まるけれども何に使っているかわからないという意見が寄せられたことがありました。国境なき医師団とかユニセフとかから、こういうことに使われるので、ぜひ寄附してくださいという振込用紙が送られてきます。振込用紙が入っていると、それで寄附をする方もいます。やはり何に使われるかを知らないと思わないかと思うので、こういうものを使うため寄附をして欲しいということが伝われば、善意の人は寄附をしてくれると思います。

(前田会長)

ではちょっと御検討いただくということでお願いします。

(谷本委員)

広報に入るのか法人のサポートに入るのか、どちらかと言えば後者かとは思いますが、実際に法人が寄附を受け入れる時、電子マネーやクレジットカードを利用している法人はどれくらいかというのを把握していますか。

(藤原係長)

把握しておりません。

(谷本委員)

振込はとても手間なので、二の足を踏むことも多いと思います。ある任意団体が活動に必要な資金を集めるのに、ブックオフを経由して古本を寄附するものでしたが、チラシを1枚渡されて、そこにアクセスするだけで申し込めるものがありました。また、この前お目にかかったNPO法人の活動に賛同して寄付しようと思った時に、ウェブサイトを見たら、ネットでクレジットカード決済できるんです。もう30代40代の人たちは現金を持たないし、電子マネーが当たり前の世代なので、寄附層を、今川崎市で増えている人口層を想定して、彼らに寄附の行動をしてもらうためには、受け入れるNPOの側も、電子マネーやクレジットカードなどへの対応をしていかなるを得ないのではないかと思います。ただ、それを各法人にやってくれと言うのは大変なので、総体として、企業と連携してやるとか、法人がやる時にサポートしますよという仕組みづくりを少し考えていった方が良いかもしれません。

デジタル化の時代になってきていますので、寄附の仕方についてもサポートするというメニューを何か今後考えていった方がいいかもしれません。気付いたときにすぐ寄附できてしまうようなものがあれば、集める手間も法人の中で手が無い時に楽ですし、そういうことはできないでしょうか。

(小倉委員)

できる年代もあるでしょう。READYFOR 等のクラウドファンディングに慣れている世代が台頭してくれば絶対にできると思います。

(前田会長)

特に今はコロナで、紙のやり取りもせずに完結するやり取りというのは、ニーズがあると思います。

(小倉委員)

少なくともクレジットカードをネットで使えるようにしておくといいですね。

(谷本委員)

1000 円くらいの寄附をたくさんの方にしてもらおうと、手数料があまりかかっても仕方がないので、手軽にさっとできるものがあるといいですね。

(前田会長)

預金通帳もこれから無くなる流れがありますから、高齢者の方も変わってくると思います。高齢者へのスマホ講座等もたくさんありますから、それに追いついていかなければいけない。

(小倉委員)

今後の方向性として、条例指定 NPO 法人のみならず、自分たちがお金を得る時にはそのようなシステムの研究をして取組むことによって、より多くの寄附が集まる要件整備をしなければいけないのではないかと、ということは入れても良いかと思います。

(藤原係長)

デジタル対応支援をどういう形でできるか実施の検討をすべきというところは入れられると思います。表現等は案の段階でまた御相談させていただきます。

(小倉委員)

今の話は今すぐできる話ではないので、「おわりに」のようなところに入れていく可能性もありますので、組み立ての中で考えていただければと思います。

(前田会長)

「すぐに取り組めるものもあれば時間がかかるものもある」と書いてありますね。

(谷本委員)

ただ、先輩法人にアドバイスしてもらっただけでも、既にやっている法人があるので簡単にできる可能性もあります。ただ、市民活動を昔からやっていると発想がそこに行かないこともあります。

(小倉委員)

団体の世代が違っていると、広報のツールもお金の集め方も違いますよね。支援している人の層も違うので、一概に何が良いとは言えません。重層で行かないといけません。ただ高齢者だからスマホが使えないとかありませんし、逆に若者がパソコンを使えないということもあります。

(須山課長)

現存の支援メニューの中でも、今まではどうしても紙ベースで、広報の仕方とか活動を知ってもらうという視点で、目に留まるようにと考えて来ましたが、寄附を手軽にできるようにとの視点は今までデジタルに対する意識が我々を含めてあまり無かったところです。コロナを機に電子化というところはNPOも町内会・自治会も色々なところが激変している状況があるので、メニューの立て方に電子的な視点を加えて、講演していただくとか事例発表していただくといったことはできるのかなと思います。

(小澤委員)

YouTubeのスーパーチャットのようなものも、各団体でYouTubeの審査に通らなければならぬのですが、課金システムとしては簡単だろうと思います。あとはQRコードを使ったものもあります。それらをやるためには、どれだけ活動を効果的にアピールできるかという話になってしまいますが。

(藤枝委員)

デジタル化とかオンライン化への対応というところでは、5ページの「整備・強化のサポート」の項目に新しく入れてもいいのかもしれませんが。コロナ禍で、横浜の事例ですけれども、皆さんがオンライン対応をするために、Zoomを使ったりするための学習のための場を、同じNPOで中間支援的な立場の人たちがサポートする。それを補助金なりで市役所がサポートする。今は市民活動センター等でもZoomの使い方やオンライン講座の開き方等のサポートをしていらっしゃるのでも、専門家による相談体制という意味で、ITの専門支援の人材を見つけておかないといけないと思います。決済サイトを作るとなると手数料もかかりますけれども、既に色々なサービスがあるので、使いたいとなれば、サイトの業者さんが懇切丁寧に教えてくれます。ただ、自分たちがどれを使ったらいいのか、どういう費用が必要なのかといった、一歩手前のところを調べに行くということ自体ができないので、やはりアドバ

イザーが間に入って、こういうことをやりたいのであればこういうサイトがありますよと教えてくれる人たちがが必要です。市民活動センターの中でもきちんと専門相談できる人材が不足しているので、そういう方を探してきて NPO 向けの相談体制として整えていただき、NPO の経営支援のメニューの中に IT 相談をぜひ入れていただけると良いと思います。ニーズはあります。

(前田会長)

どの部分に入れるかは事務局で御検討ください。広報関係が広くて複雑多様なので、どこにどう入れるかはじっくり考えないといけないですね。

(小澤委員)

広報の活動の部分があまりに行き過ぎると反響が大きすぎて、NPO 法人がパンクしてしまうこともあるので、法人が考える話ではあるが、加減が難しいところかなとも思います。

(前田会長)

他に何かございますか。

(小倉委員)

(3) アの 3 目ですけれども「対市民団体とは違う」とあるのですが、きちんと市民活動団体と書いていただきたいと思います。

(前田会長)

文章を書かれる際にはそう書かれたのではないですか。

(小澤委員)

その部分は削除してしまい、それ以降だけでいいのではないですか。

(前田会長)

「違う」というから変な感じになりますね。

それでは、今回がまだ最後ではありませんので、今の第 3 を踏まえて、3 ページの下の方の第 2 に戻りますが、今様々いただいた内容を踏まえて、次回もう少し書いていただくということによろしいですか。

(全委員)

《異議なし》

(小倉委員)

もう 1 つ。5 ページウのところの「NPO 法人への伴走支援」とあるのは、条例指定法人

の話であれば、そう書いた方が良いのではないですか。

(藤原係長)

事業のターゲットを認定・指定 NPO 法人に限るのか、NPO 法人全体の底上げを指すのか、ものによって色々あるのかとは思っています。

(小倉委員)

そこが混在している気がします。第3は「条例指定制度の今後の運用に向けた提言」となっているので、条例指定を取るために多くの認証 NPO 法人が目指すためのサポートということであれば良いのですが。

(藤原係長)

もう少し表現を具体的に書いて、そのこの区別や切り分けをしっかりと表現にしなければならぬのかなと理解いたしました。

(小倉委員)

条例指定を取ってもらうために NPO 法人を支援してそちらを向かせるというのも1つの政策ですから、支援の書き方は混ぜないで作った方がいいのかなと思います。

(藤枝委員)

たしかにそうですね、(3)は NPO 法人全般の運営基盤の整備強化で、全体の底上げというものをベースに、〇〇が必要というものの先に具体的な事業がこれからできくのだと思いますが、その段階で、例えばターゲットは認定だけ、指定だけとなってくるとしても、ここに書かれていることは、法人全体としてこういうことが必要という書き方にさせていただいた方が良いのではないかと。その上で具体的な事業の中でどこを対象とするかというのはまた別の話かと思いますが。そういう意図ではないのでしょうか。

(藤原係長)

箇条書きということも含めて、表現が足りない部分が多々あると思います。

(小倉委員)

では次回はそこが改善されるということですね。

(前田会長)

この後次回までのスケジュールを説明しますが、その前に1つ確認をします。4ページの一番下の【継続するか】と、次のページの(3)のイの【基本的に継続するか】のところで、継続にして、次回までに項目を立てていただくということによろしいですか。継続するという前提で、次回前に具体的に出していただくということによろしいですか。

(全委員)

《異議なし》

(前田会長)

時間もかなり経過していますので、とりあえず本日の協議は区切らせていただきます。まず事務局におかれましては、今日の協議内容を反映した答申骨子案を修正し、できるだけ早く委員の皆さんにお送りいただきます。それを、委員の皆さんには御負担ですが、今日議論ができなかった部分、新たに気付かれた部分、修正点への御意見等を事務局へ返していただいて、それを踏まえて答申の素案になります。ですから次回は文章になります。事前に答申素案をお送りいただいて、その文章化された答申素案を基に協議をするという流れでよろしいですよ。御意見をいただけますようよろしくお願いいたします。予定していた議題は以上ですけれども、全体を通して委員の皆さん何か御質問や御意見ございますか。

(全委員)

《意見なし》

(前田会長)

だいたい答申骨子をお送りいただけるのがいつ頃になりますか。

(藤原係長)

いただいた内容を整理してみないとわかりませんが、御覧いただく期間も必要ですので、なるべく早くというところになります。

(藤枝委員)

何回も検討を重ねた中で骨子案も読み通せるようになったなと感じていますが、もう素案を出していただいた方が良いのではないのでしょうか。どんなに骨子を詰めても、全体の中で整合性が取れなくて動かしたりすることもありますので、素案と骨子を横にらみしながら議論が入っていく方が良いのではないかと思いました。例えば、作成されるペースもあると思うので、まず素案の前半部分だけをいただくという方法もあります。骨子案を見て戻しても、切り貼りしたような議論になってしまうのでは。

(前田委員)

最初から素案を作っていただいて、それに対して一度フィードバックする時間はありませんで、素案を出していただいて次回それで協議する方が良いかもしれませんね。

(藤原係長)

通常の資料送付のタイミングよりも素案を早くお出しして、場合によっては、反映できる

かは別として、事前に御意見をいただければ審査会の円滑な進行に資するかと思しますので、いただいたお話の方法で検討させていただきます。

(前田会長)

素案を作っていたのは少し先になりますが、その間にもし気付いたことがあれば随時個別に事務局へ伝えていただければと思います。

(藤枝委員)

骨子案でまだ議論ができていないところについては、素案にそのまま転記しておくだけでも良いので、わかるように書いて、作れる部分は作った方が良くと思います。

(小倉委員)

後半の部分は結構時間がかかるとは思いますけれども、できたところだけで良いと思います。

(前田会長)

それでは、事務局に進行をお戻しします。円滑な進行に御協力ありがとうございました。

(阿部部長)

前田会長、ありがとうございました。今いただいた御意見を踏まえて作業を進めてまいります。最後に、事務局から今後のスケジュールについて連絡をさせていただきます。

(藤原係長)

次回の審査会は、法人審査の予定は今のところございません。1月末が提出期限ですが、法人審査は無いと考えております。今回に引き続きまして、今後の運用の検討の第5回目になります。今までの内容を含めまして答申素案をなるべく早くお示しして、それを基に協議していただく予定にしております。次回は、3月22日(火)に開催し公開の予定です。オンライン会議システムの活用も可能ですので、状況に応じて対応させていただきます。

(前田会長)

今回は山場になると思いますので、調整がつけば時間を長めにするという事も可能でしょうか。途中で休憩を挟むなどして、長くて3時間程度になるかもしれませんが、よろしいですか。

(全委員)

《異議なし》

(阿部部長)

長時間にわたる御審議ありがとうございました。

それでは、令和3年度第4回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を閉会いたします。
ありがとうございました。

以上